

令和 8 年 3 月 11 日  
国土交通省中部地方整備局

## 一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 特定事業・民間事業者の選定取り消しについて

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条及び第 8 条第 1 項に基づき特定事業、民間事業者を選定した「一般国道 1 号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」について、特定事業及び民間事業者の選定を取り消したので公表します。

### 1. 特定事業の概要

- ・事業名 : 一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
- ・事業方式 : 公共施設等運営(コンセッション)方式
- ・事業内容 : 近鉄四日市駅バスターミナルの運営、維持管理等
- ・事業期間 : 実施契約の締結日から約30年間

### 2. 民間事業者の概要

優先交渉権者:バスタ四日市パートナーズ

- ・代表企業:株式会社 ディア四日市
- ・構成企業:三重交通 株式会社、三岐鉄道 株式会社、株式会社 シー・ティー・ワイ
- ・協力企業:三重近鉄タクシー 株式会社、株式会社 マクニカ、株式会社 日建設計

### 3. 配布先

- ・中部地方整備局記者クラブ

#### 【問合せ先】

国土交通省中部地方整備局道路部道路計画課 TEL : 052-953-8168

課長 : 北川 洋平 課長補佐 : 松尾 賢二

## 【別添資料】

### 『一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業』の概要

#### 1. 事業の内容

本事業は、国が特定車両停留施設として整備する近鉄四日市駅バスターミナルの維持管理・運営について、国が事業者に対して運営権を設定し、事業者がバス運行事業者等から徴収する停留料金等により実施する公共施設等運営(コンセッション)方式とする。

#### 2. 事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業  
所在地：三重県四日市市諏訪栄町、浜田町  
面積：特定車両停留施設区域 約7,600m<sup>2</sup>  
対象施設：特定車両停留施設、利便施設

#### 3. これまでの経緯

令和5年11月10日 特定事業の選定、民間事業者の公募開始  
令和5年11月24日 募集要項等に関する質問受付期限  
令和5年12月6日 募集要項等に関する質問回答  
令和6年2月5日 提案書提出期限  
令和6年3月22日 民間事業者の選定  
令和8年3月11日 特定事業・民間事業者の選定取り消し

#### ■事業対象位置図

